

「スポーツにケガはつきもの」ではなく

名古屋大学 内田良

「軽度外傷性脳損傷仲間の会」による陳述書・要望書は、これまで私たちが、「スポーツにケガはつきもの」と見過ごしてきたことを、可視化させてくれるものです。

2011年冬から2012年春頃にかけて日本全国で話題になった柔道による重大事故の実態は、医療界やスポーツ界に衝撃を与えました。今日、脳神経外科医や柔道家、アスレチックトレーナーらが、スポーツ時の脳振盪や急性硬膜下血腫について活発に意見を交換しています。

思い起こせば、柔道の事故も、「スポーツにケガはつきもの」として放置されてきました。全日本柔道連盟刊『柔道の安全指導』の巻頭言を見てみると、2006年版（第1版）では、重大事故の「原因はほとんどが不可抗力的なもの」と評価されていました。しかし、2011年版（第3版）では、そうした態度はすっかり消えました。「受傷者の苦痛や家族の負担を考えたとき、不可抗力や避けることのできないこととして責任を回避することが許されるものではありません。事故要因の分析は、指導者や管理者が安全対策を講じるうえで欠かせないことです」と、事故防止のための明確な意志が読み取れます。「頭部・頸部の怪我」が「重大事故に直接結び付くと考えられる」とされ、その発生機序や予防策に多くのページが割かれています。

2001年、国際的に定評のある医学雑誌 *British Medical Journal* は、“accident”という言葉の使用を禁じました。「accident とはしばしば、予測できない、つまり偶発的な出来事または神の仕業であり、それゆえに回避できないことと理解されている。しかし、たいていの傷害や突然の出来事というのは予測可能であるし、防御可能である」(Davis, R. M. and B. Pless, 2001, *Bmj Bans "Accidents": Accidents Are Not Unpredictable*) という姿勢です。「ケガはつきもの」と一蹴するのではなく、事故に向き合い、事故を防ぐことはできなかったのかと丁寧に検証することが大切です。

脳震盪は、日本ではまだ議論が始まったばかりの新しいトピックです。だからといって、暢気に構えてはなりません。なぜなら、脳震盪は致命傷にもなりうる重大な事態だからです。私たちが暢気に議論をしていては、また重大な事故が起きてしまうのです。学校現場やスポーツ指導の現場を変えていくために、行政からの積極的な働きかけを強く求めます。